

産業構造審議会 知的財産政策部会 商標制度小委員会
第3回商標審査基準ワーキンググループ
議事録

1. 日時・場所

日 時 平成25年2月27日(水)16:00～17:30
会 場:特許庁庁舎9階 庁議室

2. 出席者

小塚座長、小川委員、國米委員、田中委員、外川委員、中村委員、林委員

3. 議題

- (1)「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について(案)」(第31回商標制度小委員会 資料2)についての報告
- (2)今後の商標審査基準の整備・改正に関する検討事項について

4. 議事内容

資料1及び資料2に沿って事務局から説明し、資料1については質疑応答を行い、資料2については同資料に示された検討事項について委員の了承を受けた。

各議題についての審議の概要は以下のとおり。

(1)「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について(案)」(第31回商標制度小委員会 資料2)についての報告

(委員)

- ・ 「新しいタイプの商標」の権利の効力の制限については、商標的使用論を条文にて規定する方向で検討していると見られるが、この商標的使用論は現行の商標法第26条とはどのような関係になるのか。また、識別力の考え方については、今まで学説に任せていたところがあるが、これを条文化となった場合、識別力については第26条で初めて規定されるものなのか、それとも第26条よりも前の条文で規定されるのか。

(事務局)

- ・ 「新しいタイプの商標」の効力の制限については、新商標の導入に伴い、現行の商標法第3条第1項各号及び第4条第1項第18号の規定の見直しが必要となる場合には、現行第26条の関係と同様、商標法第26条に識別力を有しない標章等を追加するというイメージとなる。また、商標的使用論については、商標権の効力が及ばない商標として、自他商品役務識別機能を果たす態様で使用されていない商標を商標法第26条に確認的に規定することを想定している。

(座長)

- ・ 「新しいタイプの商標」の商標的使用論については、今まで判例で認められてきた判断を条文に定めるものであり、判例を含む商標法の内容を変更するようなものではないと理解している。
- ・ また、商標権の効力の制限については、現在、立体商標制度において商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標については登録が受けられないこととなっているが、例えば「不可欠な動き」についてどう取り扱っていくかが議論の対象であると理解している。

(委員)

- ・ 自由競争の不当な制限の排除に関する規定については、「現行の立体商標と同様に、たとえ使用による識別力を有するに至ったとしても、その登録を認めないよう必要な規定や審査基準を整備することが適当である」とされており、条文化するものと理解しているが、立体商標の規定である第4条第1項第18号のように独立した規定を第4条内に設けるのか、それとも第3条の識別力についての規定とするのか。

(事務局)

- ・ 現行の立体商標制度に合わせて、「新しいタイプの商標」についても第4条第1項第18号に書き込むような規定方法が考えられる。

(2) 今後の商標審査基準の整備・改正に関する検討事項について

(委員)

- ・ 「新しいタイプの商標」について、登録を受けようとする商標や、商標の詳細な説明の具体的な記載方法等の商標の特定方法については、本ワーキンググループにて検討することとなっているが、商標の特定方法については、審査基準で定めるものではなく、少なくとも省令で定められる事項であると考えている。しかし、省令の検討についてはまだ着手できる段階ではないことから、まず商標の特定方法については本ワーキンググループにて検討を行い、その中で必要なものについては省令にて定められるようにするという理解でよいか。

(事務局)

- ・ 「新しいタイプの商標」の特定方法については、省令に委ねるところが大部分あると考えられるのはご指摘のとおり。しかし、省令をまって審査基準の検討を開始している、審査基準改正のタイムスケジュール的につらい面がある。さらに、実際の商標審査において商標が特定できていないことが拒絶理由となりうる場合もあることからすると、例えば、商標の特定方法における具体的な留意点や特定の仕方が適当ではなかった場合の対応等については審査基準上の課題としても議論したほうがよいという趣旨である。

(座長)

- ・ 例えば音の商標について、楽譜を記載することで特定するといったことについては省令事項となるのか。

(事務局)

- ・ 「新しいタイプの商標」について外国の事例を見てみると、音楽の商標については楽譜を用いて特定しているものが一般的であると見受けられ、そういう点、さらには楽譜だけでいいのかというような点も含めて省令の検討はしていかなければならないと考える。また、小委の報告書では、音の商標の出願の際に楽譜だけでなく音源データ等別の形式のものも提出するようになっており、ワーキンググループではその整合性についても検討課題になるものと考えている。

(委員)

- ・ 「新しいタイプの商標」の審査基準及び運用について、立体商標の考え方を踏襲すべきとか、現行の立体商標と同様にすべきだとか各箇所述べている。また、本日の本ワーキンググループの説明においても、立体商標の審査基準等を参考にしたいとのコメントがあった。立体商標は大分前に作られた制度であるが、これもまた「新しいタイプの商標」の一つである。立体商標制度の制定時には、審査基準が厳格であったことに大変な批判があった。しかし、その後は知財高裁でも特許庁の考え方が支持されるなど現在ではその厳格な運用が支持されていると理解している。厳格という言葉は、必要以上に厳しい、というのではなく、厳しく正しく、という意味であるが、今後制定される「新しいタイプの商標」についても、立体商標と同様、あるいは立体商標以上の厳格さが必要だと思われる。審査基準の策定についてもそのような観点で進めていくべきである。

(事務局)

- ・ 御指摘のとおり、「厳格」であるということは正しくなければならないことはもちろんであり、それを踏まえて、審査基準作りに励んでいきたいし、そのような観点から御議論いただければとも思う。

(座長)

- ・ 今回の「新しいタイプの商標」は、音や動きといった今までは登録の対象とならなかったものが登録の対象になるという点に意義があるのであり、商標登録数を急増させることを趣旨とするものではない。「新しいタイプの商標」の制度の趣旨は、あくまで、消費者の誤認・混同を防ぐこと、特定の標識への独占を認めないということ、及び「新しいタイプの商標」を使ってブランド戦略を進めることによる企業の利益の間のバランスをとるところにあるのであって、登録件数が何件あったかといった問題ではない。

(委員)

- ・ 資料の内容自体についてはこれから審議していくものであることから特段意見はない。しかし、前回より指摘しているとおり、本ワーキンググループには、権利者の団体、つまり制度のユーザ団体代表の委員が7名中1名しかいない。これは、商標制度小委員会にユーザ団体代表の委員が3、4名いるという点からみても少ないと懸念している。特に「新しいタイプの商標」の議論については出願人からの多角的な意見が必要であることから、現在の委員に加えてもう1、2団体から代表者を本ワーキンググループに呼ぶことはできないか。

(事務局)

- ・ 御指摘は承知しており、本ワーキンググループにおいても、業会団体の方から例えば商標の実際の使用の仕方などといった実体面や、その実体面からどのような審査基準や運用が必要なのかといった御意見を伺う機会をつくらなければいけないと考えている。また、先般開催された商標制度小委員会でも本ワーキンググループでの議論を小委員会にフィードバックし、小委員会で議論できるようにしてほしいとの御指摘をいただいております、そのような方法も含めて考えたい。いろいろと業界団体の方々の御意見を聞かなければならないという点は認識しており、小委員会、ワーキンググループ、場合によってはこれらとは別にフリーディスカッションができるような機会を作るとの選択肢もあると考えている。その際には、本御協力いただきたい。

(座長)

- ・ 委員を増員することにも手続き等が要となり簡単にはいかないが、ユーザーからの意見聴取については、可能な形で柔軟に対応させていただきたい。

(委員)

- ・ 本ワーキンググループでは小委員会に提示するためのたたき台ないし原案を作成し、それを商標制度小委員会にて審議し、何も問題がなければ承認される、という形になるのか。小委員会の方がユーザ団体代表の委員が多いなど、委員の立場が本ワーキンググループとは異なっており、その立場に応じた意見もあると思われることから、結果として本ワーキンググループでの検討内容が商標制度小委員会の審議にて修正されることもあり得ると解釈していいのか。

(座長)

- ・ 小委員会の制度上、本ワーキンググループにおいて基準案作成を委任されているため、本ワーキンググループで議論を行う過程の中で、小委員会に対して議論の内容を情報提供ないしフィードバックし、そこから意見を受ける、それをまた本ワーキンググループで検討するという流れになる。したがって、最終的な審査基準策定の決定主体は本ワーキンググループになる。

(事務局)

- ・ 審査基準の検討は本ワーキンググループで行うものと承知しているが、その過程の中で商標制度小委員会の場合でも意見をいただくものであると考えている。

(座長)

- ・ 商標制度小委員会でも本ワーキンググループと密接に情報共有せよとの要望を受けている。

(委員)

- ・ 商標制度小委員会と本ワーキンググループとの情報共有を強く希望したい。

(委員)

- ・ 法改正の大まかなスケジュールを教えてください。また、報告書として公表する時期を他の小委員会の動向も踏まえて決めることとした理由と、報告書の公表後、本ワーキンググループは法改正の進み具合とは関係なく、頻繁に開催していくのかについてもお尋ねしたい。

(事務局)

- ・ 法案の提出や審議等の国会のスケジュールについては、現時点では何も申しあげられない。特許庁としては、小委員会において報告書の成案を得たので、本報告書に基づいて法案を検討し、可能な限り早い段階で改正法を施行できるようにしたいと考えている。
- ・ 報告書の公表については、商標制度小委員会と同じ産業構造審議会の下部機関である特許制度小委員会においても同じ時期に報告書の審議をしているところ、両方同時に報告書を公表した方が良いとの考えから公表時期を調整した。

(事務局)

- ・ 法案がいつ頃固まるのかはなかなか見えないため、改正法の条文を基に審査基準を審議することは困難になることもあり得る。そのため、法案の影響をあまり受けないようなところ、例えば「新しいタイプの商標」の類否については法律で詳細に規定されるとは考えられず、また、地域団体商標の周知性の判断も運用のレベルで定められることとなると思われるため、そのような事項を優先してご審議いただきたい。また、改正法の施行前には制度の周知も必要ですから、その周知期間を設定できるようなタイミングを考えながら、スケジュールについて今後相談させていただきたい。

(委員)

- ・ 団体の代表者として出席している者は、会合の前に当該団体の構成員と資料を検討する時間が必要となる。このような中、本ワーキンググループの検討資料が一举に大量に提示された場合、当該資料を団体内で検討する時間がとれないということにもなる。そこで、本ワーキンググループが開催される際には、会合の日程が定まる前に、検討するテーマが何になるのか予め示してほしい。特に本ワーキンググループではユーザ団体代表の委員が一名しかいないため、その点については配慮してほしい。

(小塚座長)

- ・ 先ほどの事務局からの御発言のとおり、登録要件については最終的に文言解釈が必要となる場所に至るため、法案の策定があつて審査基準の検討を行うことになるかもしれないが、例えば商標の類否については資料1をみても条文を新設すべしということは書いておらず、おそらく現行法の「類似」という文言のまま引き継ぐだろうと考えられることから、先行して検討したいということである。

(委員)

- ・ 先ほどの説明において、「新しいタイプの商標」の類否判断について本ワーキンググループで検討するとの話があった。これについて、視覚的な商標については一度で全てを見ることができると、実際

に類否判断を行う際にも時間の前後というものが影響しない。しかし、例えば、音の商標については、ある時点でその商標の全てを一度に認識する、ということができないため、類否判断は非常に難しいと感じている。類否判断についての具体的な考えは準備しているのか、次回の議論の際には説明してほしい。

(座長)

- ・ 事務局には、早い段階で委員や場合によっては他の業界団体も含めてコミュニケーションをとるようお願いする。

(事務局)

- ・ 承知した。

(委員)

- ・ 今後の商標審査基準の整備・改正に関する検討事項として、「新しいタイプの商標」、「商標制度における地域ブランド保護の拡充」及び「パリ条約第6条の3への対応への在り方」と複数の検討事項が示されているが本ワーキンググループではこれらの検討事項をまとめて検討していくことになるのか。それぞれ別個で検討するようにした方がわかりやすいのではないか。

(事務局)

- ・ 今回は様々な法改正事項があるため、仮に、施行時期に先後がある場合には、先に施行されるものから審議していくことも必要になるかと思われる。これについては、具体的に検討を行う際に今後の議論のテーマ等も含めて相談させていただきたいが、このような事情もあるので、最初は「新しいタイプの商標」関連から順序よく議論というのは困難な面があることもご了解頂きたい。

(委員)

- ・ 検討事項の対象については了解した。異存はない。立法あるいは省令等の定まるとの並行してできるだけ早めに可能なところから準備してそこで議論しようという考え方は理解する。最初から完璧に審議の計画を立てることは難しいかもしれないが、できるだけ審議の計画が明確にわかるような形で進めていただければやりやすいと思う。審議は、実情や立法の状況をも見ながら進めることになるであろうと理解している。

(委員)

- ・ パリ条約第6条の3への対応の在り方について、誤信要件が課題となっている。第4条第1項第3号に規定されている類似の範囲を緩和することは望ましいと思われるが、同号の条文上、類似若しくは同一類似という概念は、パリ条約第6条の3で求められている範囲よりも厳しくなっているように思われる。パリ条約第6条の3の対応において、第4条第1項第3号の類似についても緩和するような判断ができないか検討してほしい。

(事務局)

- ・ 第4条第1項第3号はパリ条約第6条の3を受けた国際機関の標章についての規定であるが、パリ条約上は確かに国際機関の誤信要件が定められている。当然に法案の条文の動向をみなければならぬが、法律上運用に委ねられている範囲ならば、条約と国内の運用における類似の範囲も含めた議論をすることは可能と思われる。

(座長)

- ・ 条文自体をどこまで改正するか、という議論は商標制度小委員会の論点となるため、本ワーキンググループで改正するというわけにはいかないが、今いただいた御指摘も踏まえてできる限り基準で対応するということになるだろう。

以上

<この記事に関する問い合わせ先>

特許庁審査業務部商標課商標審査基準室

TEL:03-3581-1101 内線:2807

FAX:03-3580-5907

E-mail:[お問い合わせフォーム](#)